

公益財団法人佐賀県国際交流協会 多文化共生ボランティア登録制度要綱

1 趣 旨

県内での国際交流・協力活動の活性化を図るとともに、在住外国人の佐賀での活動を支援し、国際理解・国際親善などを推進するため、佐賀県国際交流協会ボランティア登録制度要綱を定めるものとする。

2 登録資格

- (1) 制度の趣旨を理解し、多文化共生ボランティアとして活動できる人
- (2) 佐賀県内で活動できる満 18 才以上の人
- (3) 登録分野ごとに必要とされる基準を満たし、かつ電子メールで情報伝達ができる人

3 登録分野および活動内容

- (1) 国際交流・協力ボランティア：国際交流・協力事業のサポート
- (2) 歴史・文化紹介ボランティア：日本、外国（母国）の歴史・文化紹介
- (3) ホストファミリーボランティア：ホームステイの受け入れ
- (4) ことば多言語ボランティア：通訳、翻訳
- (5) ことば日本語ボランティア：児童生徒に日本語指導やそのサポート
- (6) 医療通訳ボランティア：外国人の通院時の通訳
- (7) こども支援ボランティア：外国にルーツを持つこどもに対する通訳、翻訳、日本語指導、メンタルケアの支援
- (8) こども日本語コーディネーターボランティア：こども支援サポーターの活動のコーディネート

4 必要とされる基準の目安（各分野の活動内容が実践できるレベル）

- (1) 国際交流・協力ボランティア
 - ・国際交流・協力に興味があり、ボランティア活動に理解・意欲があること
 - ・当協会の語学講座を受講すること
 - (2) 歴史・文化紹介ボランティア
 - ・歴史・文化を外国人へ紹介できる十分な知識を有し、指導することができること
 - ・母国の歴史・文化を日本語で紹介できること
 - (3) ホストファミリーボランティア
 - ・ゲストへ個別の部屋を提供でき、受入に関し家族全員の合意が得られていること
 - (4) ことば多言語ボランティア
 - ・英語 実用英語技能検定 準 1 級以上、TOEIC 730 点以上、TOEIC iBT 79-80 以上
 - ・中国語 中国能力検定試験 2 級以上 新 HSK 5 級以上
 - ・韓国・朝鮮語 ハングル能力検定試験 2 級以上 TOPIK 5 級以上
 - ・スペイン語 スペイン語技能検定試験 2 級以上
- ※上記は目安であり、必ずしも資格を取得している必要はありません。また、上記以外の

言語については活動内容が実践できるレベルとします。

※日本語以外を母語とする方は、日本語N2レベルを目安とします。

(5) 医療通訳ボランティア

- ・ことば（多言語）の基準を満たし、かつ当協会が実施する医療通訳に関する研修会を修了していること

※原則として平日の昼間に活動できる方とする（ホストファミリーを除く）

※活動によって知り得た個人情報等は責任を持って管理できること（各分野共通）

(6) ことば日本) ボランティア

- ・日本語指導に関する資格を有すること、または日本語指導経験を有すること

※団体（日本語グループ）は別途定める日本語グループ登録要領により登録を行う

(7) こども支援ボランティア

- ・支援対象となる児童・生徒に対し日本語指導ができる者
- ・教職員免許法に基づく相当学校の教員免許を有する者
- ・ある一定以上の言語レベルを有し、児童・生徒、保護者と学校関係者の間に入って通訳ができる者
- ・児童生徒に日本語指導やそのサポートを行う。（こども日本語サポーター）
- ・児童生徒やその保護者等への通訳を行う。（ことば多言語ボランティア）
- ・児童生徒に対してメンタルケアの支援を行う。（ことば多言語ボランティア）
- ・上記ボランティア活動のコーディネートを行う。（こども日本語コーディネーター）

(8) こども日本語コーディネーターボランティア

- ・こどもへの日本語支援に対して、専門的な知識を有しアドバイスができる者
- ・学校、こども支援サポーター、協会をつなぐ支援ができる者
- ・コーディネーターとしてふさわしい活動ができると協会が判断した者

5 登録期間

登録の期間は2年とし、期間満了時に更新の確認ができた場合には引き続き登録を継続するものとする。なお、本人より申出があった場合や登録者として不適格な事実があった場合には登録を取り消す。

6 報酬及び実費負担

活動は、自由意思に基づくボランティア活動とし、交通費等の活動実費については依頼者が負担するものとする。

なお、医療通訳サポーターやこども支援サポーター、こども日本語コーディネーターの活動については、別途定められた要綱に従う。

7 事故の責任

ボランティア活動から生じた損害について、当協会はその責任を負わないものとする。

8 保険

(1) 本事業の活動中の事故については、協会が適宜、利用可能なボランティア活動保険に加入・適用することにより対応することとする。

(2) この事業は、ボランティア精神に基づく自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、支援により当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任とする。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

2 この要綱は、平成 29 年 6 月 30 日から適用する。